

中西部児童育成支援拠点事業運営業務委託にかかる公募型プロポーザル 質問と回答について

No.		質問内容	回答
1	募集要項 応募書類の提出	「①参加申込書」における押印について、市への業者登録印鑑がない場合は、法人印で問題ないか。	問題ありません。
2		「⑤企画提案書」内、仕様書「4 委託業務内容（１）～（４）、（７）、（８）」について記載する各項目における「現状・課題の認識」とは、「豊中市のこども支援における」各項目に対する認識を記載するという理解でよいか。	ご認識のとおりです。
3	募集要項 審査方法	第2次審査（プレゼンテーション）について、応募資料により行うということなので、スライド等によるプレゼンテーションは不可という認識でよいか。	ご提出いただきました応募資料の内容をもとに、スライド等でプレゼンテーションしていただいて問題ありません。
4	企画提案書	「理念及びスキル」の解釈について、（１）A（①管理者、②支援員）および（１）B（③心理療法担当職員又は④ソーシャルワーク専門職員）における「理念」とは、本事業の対象児童への支援に対する考え方や児童との関わり方の姿勢、事業において大切にしている考え・観点や信念、こどもや地域に対するスタンスを、「スキル」とは支援を実現するための具体的な手法を指すという理解しているが、認識に相違はあるか。	ご認識のとおりです。
5	その他	拠点を卒業したこども（主に高校生）を対象に、月1回程度の状況確認の場を設けることを想定している。 この取り組みは事業内容ア（安全・安心な居場所の提供）およびク（その他特に必要と認められるもの）として位置付けられると考えているが、①この日は年間開所日数（200日以上）にカウントされるか。 ②また卒業後の児童は引き続き本事業の支援対象として位置づけられるか。	本事業は学齢期以降の児童を対象としており、原則18歳未満の児童が対象となります。 ①について、利用対象児童でない場合は年間開所日数・利用児童数に含めることはできません。 ②について、原則18歳以上は本事業の対象とはしていません。